

「在宅要介護高齢者福祉金」について

在宅で介護を受けている方を対象に、福祉の増進のため福祉金を支給しています。

令和8年度上半期分の申請期間は令和8年 **10月1日（木）～10月13日（火）**

までです。期限厳守で申請をお願いします。

概 要

- ＊ 対象者は、立山町に住所を有する65歳以上の方で、介護保険の申請をし、要介護状態が4又は5と認定された方です。
- ＊ 1か月に15日以上在宅していた月が支給対象となります。
- ＊ 支給金額は月額5,000円です。
- ＊ 上半期（4月～9月）と下半期（10月～3月）の年2回に分けて申請・決定・支給となります。

なお、下記の方は支給の対象になりません。

- ① 特別障害者手当、又は福祉手当を受給している方
- ② 支給対象者又はその方の属する世帯の生計を主として維持する方の前年分の所得が限度額を超え、かつ所得税が課税されている場合
- ③ 病院や施設に入院・入所し、1か月の在宅日数が15日未満の方
- ④ 死亡された方

※月ごとの決定となるため、一時期だけ支給対象外であった方でも期間中に対象となる月があれば支給される場合があるので申請してください。

例 ●期間中に病院又は施設を退院・退所された場合

●1か月に15日以上在宅した月があった後、亡くなられた場合

申請方法

- ＊ 「在宅要介護高齢者福祉金支給申請書」を記入のうえ、決められた申請期間に健康福祉課へ提出してください（郵送可）。申請が遅れると支給できませんのでご注意ください。
- ＊ 申請書は申請期間1か月前より健康福祉課窓口（立山町元気交流ステーション3階）に設置します。申請するご家族が遠方にいるなど書類を取りに来るのが難しい事情がある場合はご相談ください。
- ＊ 申請書には介護支援専門員（ケアマネジャー）記入欄がありますので、必ずケアマネジャーに記入してもらってください。

【お問合せ先】〒930-0221 立山町前沢1169番地
立山町健康福祉課社会福祉係
電話：076-462-9954